

番号	質問箇所	内容	回答
1	健康増進アプリ導入・運用保守業務委託仕様書 3. 業務内容 (1) アプリ要件2	iOSの場合、モーションとフィットネス連携とヘルスケア連携は、利用者にとってはいずれも「初回に許可画面で“許可”をタップする」という操作であり、操作負荷・難易度には実質的な差はないと認識しております。弊社アプリはiOSに標準搭載されているアプリであるヘルスケアアプリと連携する対応を取っておりますが、アプリ単体で完結していると理解してよろしいでしょうか。 (Androidの場合は他アプリをダウンロードするなど手順が複雑であるため、仕様の意図は承知しております) 不可の場合、今後の参考までに不可理由をお教えてください。	歩数計測機能は、本アプリ単体で完結することとしますので、アプリ間での連携に許可が必要であれば、本プロポーザルにおいて、アプリ単体で完結しているとはみなすことはできません。 理由としましては、本市が令和7年度末まで実施している健幸マイレージ事業の参加者がアプリ利用に移行する際に、漠然とした不安等から「許可しない」を選択した結果、歩数の連携ができておらず、連携方法に関する問い合わせが市に多く寄せられたためです。 健幸マイレージ参加者は高齢の方が多くおられますので、1人でも多くの方に参加いただけるようアプリ参加のハードルを下げるためにこのような仕様としております。
2	機能要件等一覧 ・歩数計測	『歩数計測は原則アプリ単体で完結し、利用者が別途サードパーティ製のアプリ(例: Google Fit、ヘルスコネクト)をインストールする必要がないこと。』と記載がありますが、Google Fit、ヘルスコネクト、iOSヘルスケアアプリは、スマホOSに付随するアプリであり、一般的なアプリとは位置づけが異なる認識です。これらOSに付随するアプリについては、インストール可能という認識でよろしいでしょうか？	質問1の回答のとおりです。
3	健康増進アプリ導入・運用保守業務委託仕様書:P2(3)	インセンティブ費用上限について、令和8年度750千円、令和9年度以降1,000千円とあるが、提案上限額に含まれますでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	健康増進アプリ導入・運用保守業務委託仕様書:P3(4)	「4 操作説明会」について、初年度開催30回とあるが、1日に2回開催した場合、2回とカウントするという認識でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	健康増進アプリ導入・運用保守業務委託仕様書:P3(4)	アプリ推進員に説明会を開催してもらう想定も可能でしょうか。	操作説明会の主旨をご理解いただき、問題なく操作説明できるアプリ推進員を育成できている場合は、アプリ利用者の拡大のために尽力していただければ幸いです。
6	健康増進アプリ導入・運用保守業務委託仕様書:P3(4)	操作説明会の1回あたりの参加想定人数をご教示ください。	開催する公共施設の規模によりますが、参加者定員は30名程度を想定しております。

番号	質問箇所	内容	回答
7	仕様書 3ページ ・操作説明会	対面での操作説明会(令和8年度30回、令和9年度20回、令和10年度20回)については、委託先ではなく受託者の社員が現地へ赴き、企画、会場設営、運営まで実施する前提で認識相違ないでしょうか?また、1回あたり、受託者の社員の参加人数の想定をご教示ください。	操作説明会の主旨を踏まえて開催するものであれば、会場設営、運営を全て受託者の社員が実施することを前提にしているものではありません。 また、1回あたりの参加者定員は30名程度を想定しておりますが、丁寧にサポートする機会を提供し、手厚いフォロー体制を構築できるのであれば、講師側の人数に指定はございません。
8	健康増進アプリ導入・運用保守業務委託仕様書:P3(4)	アプリ推進員の選定や、運営の具体的なイメージがあれば、ご教示ください。	日頃から地域で活動されている方やNPO法人等に対して研修していただき、アプリ推進員になっていただくことが理想にはなりますが、詳細につきましては、市と協議していくことになります。
9	健康増進アプリ導入・運用保守業務委託仕様書 P5 スケジュール	システム開発期間が令和8年6月30日まで、アプリ提供開始が令和8年7月1日からと認識しました。こちら、4月下旬の審査結果から約2カ月間の構築期間となりますが、ご契約の時期は令和8年4月末という認識で相違ないでしょうか? チラシ、ポスターの検討、作成、ご承認や職員様向け研修など、ご契約からアプリ提供開始まで2カ月間は必須と考えております。	詳細な時期は受託業者との協議になりますが、令和8年4月末頃から契約できるよう準備を進めております。
10	健康増進アプリ導入・運用保守業務委託実施要領:P4(2)3	プレゼンテーションの時間を使用し、アプリのデモンストレーションは可能でしょうか。	市が準備できる備品以外は、提案者の方で準備いただくこととなりますが、プレゼンテーションの内容に指定はございません。
11	機能要件等一覧 ・利用者アカウント設定	『アプリは最低限の項目の登録のみ(ニックネーム、生年月日、性別)で利用可能であること。』との記載がありますが、アプリ利用者の対象が市民か市内事業者へ勤務する者であり、市民か市内事業者勤務であることを登録(入力)いただく必要はありませんか? また、身長や体重など健康志向や意識変容を促すためのベースとなる情報も入力いただくのがベターと考えておりますが、いかがでしょうか?	質問1の回答にありますが、アプリ参加のハードルを下げたいと考えております。市民であるかの確認や追加の情報につきましては、アプリ参加後に確認することで問題ないと考えております。
12	機能要件 45行目:サービス利用者向け機能>ポイント付与・管理>その他のポイント付与	サービス利用者向け機能>ポイント付与・管理>その他のポイント付与における「市ホームページにポイント取得URLのリンク設定」とは、具体的にどのような想定かご教示ください。	歯科健診を受診したことに対してポイント付与をする場合、歯科健診を受診したアプリ参加者が、市ホームページ上に掲載した年度内に1回のみポイント付与できるURLまたは二次元コードからポイント取得できるようにしていただくことを想定しています。
13	機能要件 45行目:サービス利用者向け機能>ポイント付与・管理>その他のポイント付与	自己申告によるポイント付与を、アプリ内で完結できる場合、それを代替案としてもよいでしょうか。	問題ありません。

番号	質問箇所	内容	回答
14	別紙1 提出書類一覧 No.5 決算書類等	「No.5 決算書類等」に記されている公的書類のうち、会社として公式発行されていないものについては、その内容がわかる代替書類の提出に代えさせていただいてもよいでしょうか。	代替書類を提出ください。提出書類を確認のうえ、不足等がありましたらご連絡させていただく場合がございます。
15	別紙2 評価基準 No.14	評価基準「価格:提案金額は妥当か」について、上限額に対する割合設定のような段階的な評価基準を設けていれば、ご教示ください。	上限額に対する評価ではなく、提案金額に応じた評価となります。